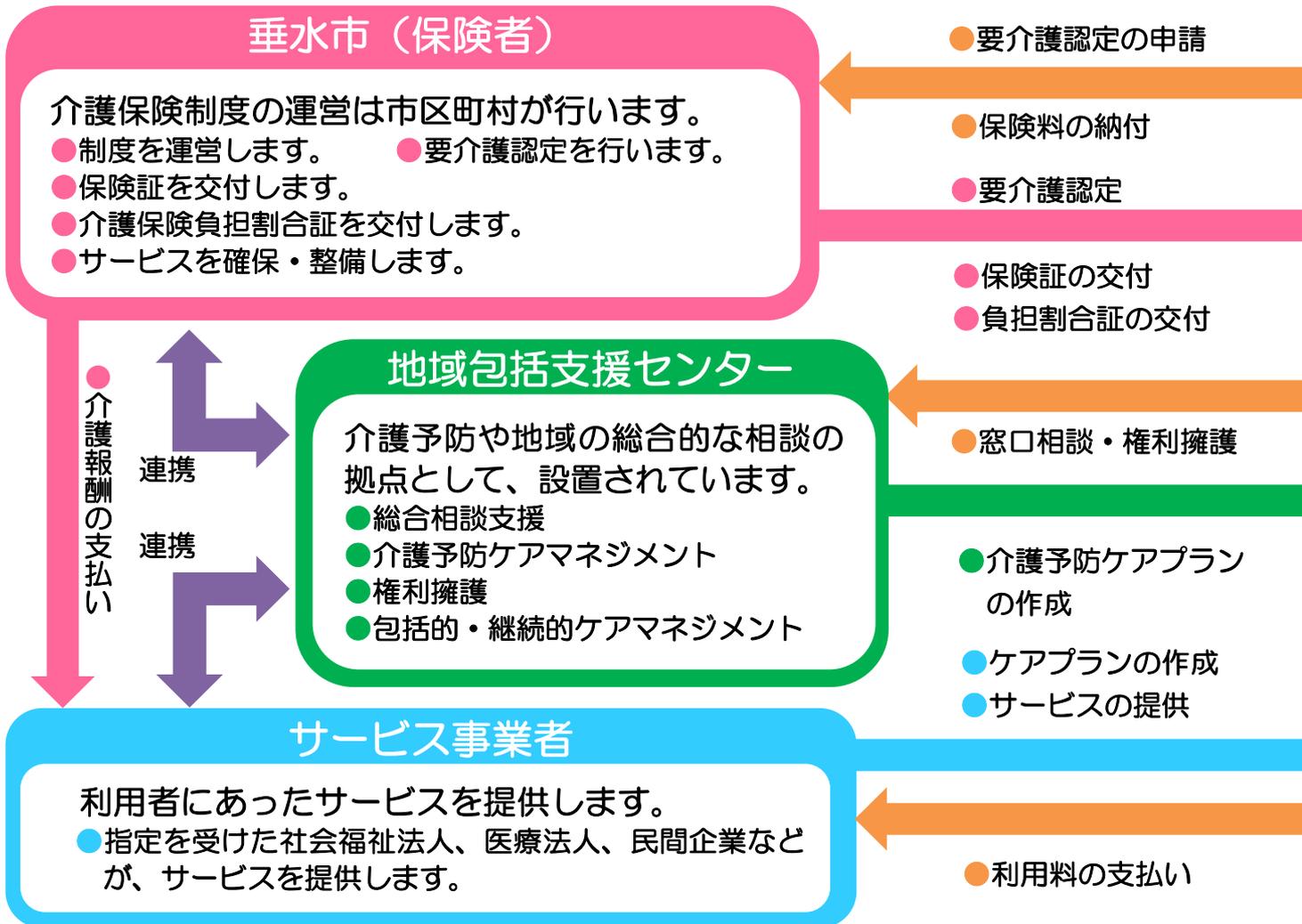


## 介護保険のしくみ

# みんなで支えあう制度です

介護保険制度は、垂水市が保険者となって運営しています。

40歳以上のおなさんは、加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要となったときには、費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。



## 令和6年度から介護保険が変わります！

### 令和6年4月から

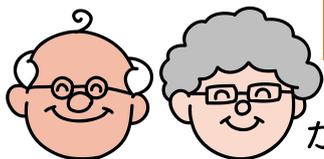
- 介護保険料が変わりました → P3
- 介護保険料の基準額が変更となりました。また、第9段階が所得によって細分化され、第10段階から第13段階が新設されました。→ P3
- 介護報酬の改定に伴い、介護保険サービス利用に係る個人負担額が変更となりました。→ P13~P21
- 75歳以上の運転免許を所持していない軽度の方を対象として、シニアカー購入費の一部補助が受けられるようになりました。→ P28

## 介護保険に加入する人（被保険者）

介護や支援が必要と認められたら、介護保険のサービスが利用できます。

- 保険料を納めていただきます。
- サービスを利用するため、要介護認定の申請をします。
- サービスを利用し、利用料を支払います。

### 65歳以上の方（第1号被保険者）

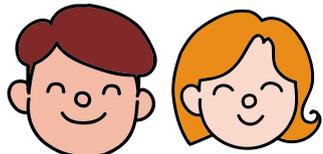


#### サービスを利用できる方

第1号被保険者は、原因を問わず介護や日常生活の支援が必要となったとき、垂水市の認定を受け、サービスを利用できます。

### 40歳～64歳の方（第2号被保険者）

（医療保険に加入している方）



#### サービスを利用できる方

第2号被保険者は、老化が原因とされる病気（特定疾病）により介護や支援が必要となったとき、垂水市の認定を受け、サービスを利用できます。

#### 【特定疾病】

- |   |   |  |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●がん末期</li> <li>●関節リウマチ</li> <li>●筋萎縮性側索硬化症</li> <li>●後縦靭帯骨化症</li> <li>●骨折を伴う骨粗鬆症</li> <li>●初老期における認知症</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●進行性核上性麻痺、<br/>大脳皮質基底核変性症<br/>及びパーキンソン病</li> <li>●脊髄小脳変性症</li> <li>●脊柱管狭窄症</li> <li>●早老症</li> <li>●他系統萎縮症</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症<br/>及び糖尿病性網膜症</li> <li>●脳血管疾患</li> <li>●閉塞性動脈硬化症</li> <li>●慢性閉塞性肺疾患</li> <li>●両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症</li> </ul> |
|---|---|--|

#### ■介護保険の保険証が交付されます

介護保険の加入者には、医療保険の保険証とは別に、一人に一枚の保険証（介護保険被保険者証）が交付されます。介護保険のサービスを利用するときなどに欠かせないものですから大切に扱いましょう。

- 65歳に到達する月（65歳の誕生日の前日が属する月）に交付されます。
- 40歳以上65歳未満の方は、認定を受けた場合に交付されます。

#### ■介護保険負担割合証が交付されます

介護保険の認定を受けている方には、介護保険負担割合証が交付されます。サービス利用の際に負担する割合（1割～3割）が記載されています。

- 負担割合は「1割～3割」です。
- 有効期間は1年（8月～翌年7月）